



## 平成 28 年度糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業

### 募集要項

#### 》》》 趣旨

---

市では、九州大学の学生や卒業生による市内商店街等での出店とその後の経営の安定化を支援し、もって地域の活性化を図るとともに、九州大学との交流を促進することを趣旨として「糸島市九州大学学生等チャレンジショップ支援事業補助金」制度を設けています。

補助金制度の概要は下記のとおりです。

#### 》》》 補助対象者

---

- (1) 九州大学学生 九州大学に所属する学部学生や大学院生
- (2) 九州大学卒業生 九州大学を卒業して5年を経過していない人
- (3) 学生等団体 九州大学学生又は九州大学卒業生が代表者である団体

ただし、20歳未満の人（学生等団体の場合は代表者が20歳未満の団体）、政治・宗教活動を行う人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する人は対象となりません。

#### 》》》 補助対象となる事業

---

補助対象者が、商店街等の空き店舗又は空き家を利用して出店し、商店街等の活性化や九州大学との交流促進につながる事業。

ただし、他の補助金等（国、県、市、その他の団体によるものを含む。）を交付された事業や交付されることが決定している事業は、補助対象事業となりません。

※補助事業の対象となる区域は、筑前前原駅近郊です。詳細は市へお尋ねください。

#### 》》》 補助対象となる期間

---

補助金交付決定日から平成29年3月31日（木）まで。

※出店後の安定した経営を支援するため、補助対象年度の翌年度末までは、事業内容を市広報紙に掲載する等の情報発信を行う。

#### 》》》 募集件数

---

募集件数は1件とする。

ただし、審査の結果、複数の事業に補助が認められた場合は、予算の範囲内で補助金を分配する。





## 》》》 補助金の限度

補助金額は、予算の範囲内で、上限は1,000千円です（ただし、1,000円未満は切り捨て）。  
 なお、補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りです。

## 》》》 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、出店後の経営を軌道に乗せるために必要なもので、事業の実施に直接必要なものです。下記の例を参考にしてください。

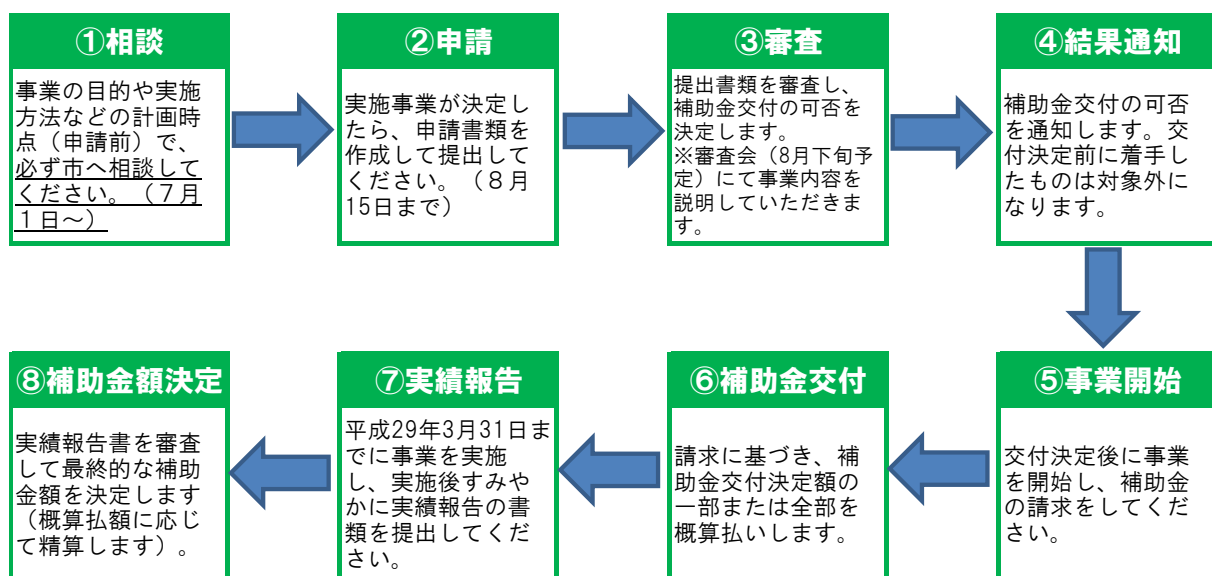
### ■補助対象となる経費の例

	対象となる経費の項目	活用例
1	店舗改装費	事業実施に必要な店舗の改装に係る費用等
2	地代家賃	店舗の賃貸料等
3	水道光熱費	店舗の水道費、光熱費等
4	旅費交通費	事業実施に必要な視察、調査時の旅費等
5	広告宣伝費	事業のPRに必要な広告料等
6	備品購入費	事業実施の際に必要な備品の購入費等
7	消耗品費	消耗品全般
8	リース代	施設や備品の使用料等
9	その他市長が必要と認める経費	詳細は市へ相談してください

## 》》》 補助制度の概要

補助金制度の流れについては、下記フロー図を参照してください。

### ■補助制度の概要（フロー図）





## ①相談

事業の目的や実施方法などの計画時点（申請前）で、事前相談が必要です。下記の相談・申請期間に必ず市地域振興課へ相談してください。

## ②申請

下記の申請書類を作成し、市地域振興課へ提出してください。【※郵送不可】

### ■提出書類

	提出書類	書類の指定
1	補助金交付申請書	必ず所定の様式を使用してください。 また、様式は市ホームページからもダウンロードできます。
2	事業計画書	様式は任意です。
3	収支予算書	
4	店舗の位置図、配置図、平面図等	
5	その他事業内容が分かる書類	上記以外で事業内容を説明する必要がある場合は提出してください。様式は任意です。

※上記のほか必要な書類の提出を依頼する場合があります。

### ■相談・申請期間

**平成28年7月1日（金）～8月15日（月）**

## ③審査

申請書類については、市が開催する審査会にて審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

なお、申請内容を十分考慮して審査ができるよう、申請者には審査会で申請事業の内容を説明していただきます。（審査会は、8月下旬開催予定。申請者が出席できないときは、代理者による説明可。）

審査基準は下記のとおりです。

### ■審査基準

	審査項目	審査基準
1	社会貢献	本制度の趣旨（商店街等の活性化や九州大学との交流促進）に則り、地域に貢献できるか。
2	意欲	事業への取組意欲が感じられるか。
3	事業性	市場分析や販売戦略、資金計画が適切に行われているか。
4	継続性	補助終了後も継続、発展していく可能性があるか。
5	波及効果	他の出店希望者のビジネスモデルとなるか。

## ④結果通知

審査後、文書をもって採否の結果を通知します。

## ⑤事業開始

補助金の交付決定後に、事業を開始し、市へ補助金の請求をしてください。

なお、交付決定後に事業を実施できなくなった場合や、事業内容に変更がある場合には、次の必要書類を作成して変更・中止の決定を受ける必要がありますので、必ず市へ相談してください。



### ■提出書類

	提出書類	書類の指定
1	補助金変更・中止承認申請書	地域振興課窓口備え付け、または市ホームページからダウンロードした書式を使用してください。
2	事業計画書（変更の場合のみ）	様式は任意です。
3	収支予算書（変更の場合のみ）	
4	その他事業内容が分かる書類	上記以外で事業内容を説明する必要がある場合は提出してください。様式は任意です。

### ⑥補助金交付

補助金請求に基づき、市から指定口座へ補助金交付決定額の一部または全部を概算払いします。

### ⑦実績報告

補助を受けて実施した事業は、補助対象期間終了後10日以内に、補助金の使途とともに市へ実績報告をしてください。

#### ■提出書類

	提出書類	書類の指定
1	補助金実績報告書	地域振興課窓口備え付け、または市ホームページからダウンロードした書式を使用してください。
2	事業報告書	様式は任意です。店舗改装を行った場合は、改装前後の写真を添付してください。
3	収支決算書	
4	補助事業に掛かった領収書の写し	事業に掛かったすべての費用の領収書を提出してください（コピー可）。
5	その他事業内容が分かる書類	上記以外で事業内容を説明する必要がある場合は提出してください。様式は任意です。

※上記のほか必要な書類の提出を依頼する場合があります。

### ⑧補助金額決定

実績報告書を審査して最終的な補助金額を市が決定します。概算払額に応じて精算します。

### 》》》 募集要項設置場所

■糸島市役所本館2階 地域振興課

■糸島市ホームページからのダウンロード

☞チャレンジショップ支援事業 (<http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/7/challengeshopitoshima.html>)

### 》》》 問い合わせ・申請書類提出先

糸島市 企画部 地域振興課 〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

〔電話〕092-332-2062（直通） 〔電子メール〕chiikishinko@city.itoshima.lg.jp